

岐阜県私立大学地方創生推進事業に係るQ & A（全体版）

質問事項	回答
<p>「過去から実施している本学の事業」を発展させることで申請を考えております。この場合の対象事業の実施に要する経費とは、「過去から実施している本学の事業」も含め、拡充した新たな事業として、当該事業全体を経費の対象としてよいのでしょうか。</p>	<p>原則は拡充した事業に要する経費のみが補助対象ですが、拡充する事業と過去から実施している事業が不可分であり、一体的に実施しなければ拡充した事業の目的が達成されない場合については、過去から実施している事業の経費についても補助対象になります。</p>
<p>通常の学校運営に係る経常的な経費とありますが、拡充した事業において新たに大学院の教員を雇い入れたいと考えております。通常大学院の教員は経常費ですが、新たな事業のため、雇い入れる教員の人件費は対象にしてよいのでしょうか。</p>	<p>拡充事業実施のために雇用する臨時・非常勤職員の人件費は補助金の対象経費にできますが、それ以外の人件費は対象外です。</p>
<p>正職員の事業実施にあたっての時間単価×作業時間数を計上したいと考えていましたが、対象外でしょうか。</p>	<p>正職員に係る人件費は経常的経費であるため、お見込みのとおり補助対象外です。</p>
<p>県内企業の定義について、県内に支店や営業所のある企業も入ることよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>地域人材の育成事業について、研修会の中に一部岐阜県外の関係者が入っていてもよろしいですか。（参加者のほとんどが岐阜県内関係者）</p>	<p>事業内容が要綱に定めた補助対象事業に合致し、学生等の県内定着に繋がる内容であれば、県外の方が参加していても問題ありません。 ※対象となる事業は新規または拡充事業のみですので、ご注意ください。</p>
<p>岐阜県の講師により、岐阜県教育の取組状況・成果を伝える講座で、他県出身の学生が参加している場合も該当するということがよろしいですか。</p>	<p>事業内容が要綱に定めた補助対象事業に合致し、学生等の県内定着に繋がる内容であれば、県外の方が参加していても問題ありません。 ※対象となる事業は新規または拡充事業のみですので、ご注意ください。</p>
<p>事業計画書(別紙様式2)の4事業計画の「拡充」の考え方について 実施要領第3の対象となる事業では(2)の県内就職促進事業にのみ「調査・拡充」とされていますが、他の(1)及び(2)については、「拡充」は該当しないと考えて良いのでしょうか。</p>	<p>実施要領第3 対象となる事業の「拡充事業」は(1)～(3)の全てに該当します。</p>
<p>積算内訳書(別紙様式3)の旅費(費用弁償)について 本学の旅費規定による旅費支給は、普通旅行として取り扱って良いのでしょうか。国家公務員旅費規則等に準じ支給していますので日当に該当する金額も含んでいます。</p>	<p>貴校の旅費規定に基づく旅費支給は普通旅行としていただいて問題ありません。日当についても貴校の旅費規定に基づく支給であれば補助対象経費になります。 ただし、外部講師等の交通費については、貴校の旅費規定では普通旅行であっても、補助金申請上は費用弁償として計上してください。</p>
<p>申請は各学校1事業とあるが、大学内に4年制の学部と短期大学部がある場合は、4年制大学で1事業、短期大学部で1事業(学校としては2事業となる)の申請は可能ですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 4年制大学の学部と短期大学部が同一の大学内にある場合は、それぞれを別の学校と考えて申請いただくことが可能です。</p>
<p>事業に協力してもらった企業に対する手土産代は補助対象経費となりますか。</p>	<p>企業に対する手土産は直接事業に要する経費ではないため、補助対象外です。</p>
<p>消耗品と備品を区分する基準はありますか。</p>	<p>消耗品：取得価格10万円未満 備品：取得価格10万円以上  当補助金では、備品は補助対象外ですのでご注意ください。</p>
<p>以下の経費は補助対象経費になるか。単価の上限額はあるか。 フィールドワークを実施する場合に参加学生にかかる「交通費(マイクロバス等による移動費用)」、「弁当代」、「参加記念品(クオカード)」</p>	<p>・フィールドワーク実施において、学生の移動に要する経費を通常学校が負担することとなっている場合は補助対象になります。※移動経費について、学生の自己負担としている場合は補助対象外です。 ・交通費について単価の上限額はありますが、法人で定められている規定等で認められる金額としてください。 ・「弁当代」、「参加記念品(クオカード)」は補助対象外です。</p>
<p>拡充事業の実施のために雇用する臨時・非常勤職員の人件費は補助金の対象経費となるが、その人件費の限度額(又は基準額)は定められているか。 例えば3,000千円だとしても認められるか。</p>	<p>・人件費の限度額及び基準額の定めはありませんが、法人で定められている人件費に係る規定や基準等で認められる金額としてください。</p>